

重要性分類Ⅱ
事務連絡
令和3年2月4日

(医療機関のみ)

御中

社会保険診療報酬支払基金岐阜支部

滋賀県内の市町が実施する福祉医療費（被用者保険分）の
請求方法等の変更について（お知らせ）

平素は支払基金の事業運営に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、滋賀県内の市町が実施する被用者保険に係る福祉医療費助成事業の審査支払事務については、令和3年4月診療分（5月提出分）から支払基金で受託することとなりましたので、請求方法等について下記のとおりお知らせいたします。

記

1 福祉医療費（被用者保険分）の請求方法等について

	請求先	請求方法
令和3年4月請求まで	国保連合会	連名簿
令和3年5月請求から (月遅れ分、返戻分を含む)	支払基金	福祉併用レセプト

2 受託する福祉医療費助成事業について

事業名	法別番号	
	県助成事業	市町単独事業
乳幼児	40	
子ども医療等		40
重度心身障害者(児)	41	47
65～74歳老人	42	48
母子家庭	43	49
父子家庭	44	
ひとり暮らし寡婦		45
ひとり暮らし高齢寡婦		46
精神障害者(児)	70	71

※各事業単位の市町単独制度については、市町によって異なる場合があります。

3 福祉医療費に係る月遅れ分（未請求・再請求）の取扱いについて

(1) 令和3年3月診療分まで

ア 被用者保険分及び福祉医療分ともに未請求の場合
併用レセプトで支払基金へ提出してください。

イ 福祉医療分のみ未請求の場合（被用者保険分は請求済み）

被用者保険分のレセプトの取下げ依頼（再審査等請求書）を支払基金へ提出し、
レセプトが返戻された後に改めて併用レセプトで支払基金へ再請求してくださ
い。

ウ 過誤分に係る再請求について

令和3年4月受付分まで、国保連合会で対応されますが、それ以降については
併用レセプトで支払基金へ再請求してください。

（前イと同様の請求方法）

<お問合せ先>

社会保険診療報酬支払基金岐阜支部

事業管理課 荘司、和崎、吉田

連絡先 058-246-7121（代表）